

琉球大学学術リポジトリ

移住契約證書

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 矢内原忠雄, 台湾, 移住契約証書, 移民 キーワード (En): Yanaihara Tadao 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38270

矢内原忠雄文庫

史料名	移住契約證書
封筒番号	361
原文所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成17年11月7日
撮影者	富士写真フイルム 株式会社
備考	

矢内原忠雄文庫

封筒番号 : 361

史料名	移住契約證書
資料形態	B4和紙
枚数	3
页数	6
縦 (cm)	
横 (cm)	
厚さ (cm)	
書誌的事項	台湾 矢内原の書き込みあり 今泉分類記号 :

移住契約證明書

1070

移住契約證書

臺東開拓株式會社ヲ甲トシ

ヲ乙トシ移住契約ヲ締結

スルコト左ノ如シ

第壹條 乙ハ從來農業ニ從事シ甲ノ指定スル移住地ニ妻子ヲ同伴スルモノトス

第貳條 乙及其家族ハ身體強健ニシテ遺傳性惡疾ナク且ツ移住地ノ風儀ヲ害フ如キ惡癖ヲ有セザルモノトス

第參條 乙ハ永住ノ目的ヲ以テ移住スルモノトス

第四條 甲ハ乙ニ對シ其ノ現住地ヨリ移住地ニ至ル汽車汽船賃及宿泊料ノ實費ヲ貸與シ移住後第三年目ヨリ無利息ニテ三ヶ年以内ニ償還セシムルモノトス

但シ移住後成績良好ノ者ニ對シテハ返済ヲ免除ス

第五條 乙ノ居住スヘキ家屋ハ甲ニ於テ建築無償貸與ス而シテ乙ハ其費用ノ半額ヲ移住後四ヶ年目ヨリ無利息十ヶ年々賦ヲ以テ支拂代金完納ノ上之カ讓渡ヲ受クルモノトス但シ其代金ハ百圓ヲ越エザルモノトス

移住後三ヶ年以内ニ於テ天災其他ノ不可抗力ニ依リ家屋ヲ亡失壞損シタルトキハ一回限り前記ノ方法ニ依リ再築讓渡ス此場合ニ於テハ亡失壞損家屋ニ對スル年賦金ノ仕拂ハ之ヲ免除ス

第六條 前條ノ場合ニ於テ乙カ建築材料又ハ勞力ヲ提供シタルトキハ甲ハ左ノ區分ニ依リ乙ニ對スル建築費ノ負擔ヲ减免ス

(一) 家屋建築費ノ半額以上ニ相當スル材料又ハ勞力ヲ提供シタルトキハ建築費ノ負擔ヲ免シ該家屋ハ直ニ讓渡ヲナス

(二) 家屋建築費ノ一部ニ相當スル材料又ハ勞力ヲ提供シタルトキハ之ニ相當スル金額ヲ建築費ノ半額ヨリ扣除シ其殘額ヲ第五條ニ準シ仕拂ハシメタル後讓渡スルモノトス

第七條 甲ハ適當ノ場所ニ醫療所ヲ設ケ乙及其家族カ病氣ニ罹リタル場合相當治療ヲ行フモノトス但左ノ區分ニ依リ藥價及處置料ヲ徴收ス

(甲) 風土病及流行病



移住後三ヶ年間

料金ヲ徴收セス

移住後三ヶ年ヲ經過シタルトキ

實費ノ半額ヲ徴收ス

移住後五ヶ年ヲ經過シタルトキ

實費ヲ徴收ス

(乙) 風土病及流行病以外ノ病氣ハ實費ヲ徴收ス

第八條 甲ハ乙ニ對シ其移住後一ヶ年間相當ノ食費ヲ貸與シ其後二ヶ年以内ニ年壹割ノ利息ヲ附シ償還セシムルモノトス

第九條 甲ハ乙ニ對シ農具及耕牛代金ヲ無利息ニテ貸與シ農具代金ハ移住ノ翌年ヨリ二ヶ年以内ニ耕牛代金ハ農具代金償還ノ翌年ヨリ三ヶ年以内ニ償還セシムルモノトス

第十條 乙ハ移住地ニ於テ甲ノ指定ニ從ヒ三甲以上ノ開墾ヲナシ且甲ノ指定スル作物ヲ耕作スルノ義務アルモノトス

第十一條 甲ハ乙ニ對シ其成墾後住宅地ヲ合ミ一甲ノ土地ヲ讓渡シ二甲以上ノ永小作ヲナサシム但讓渡地ノ價格ハ開墾實費ヲ基礎トシ總督府ノ認可ヲ得テ之ヲ定ムルモノニシテ其代金ハ讓渡

契約ノ翌年ヨリ無利息十ヶ年賦ヲ以テ拂込マシメ代金完納ノ上所有權ヲ移轉スルモノトス

第十二條 乙ハ前條ニ依リ所有權ヲ得タル土地ヲ不得止事情ニ依リ賣却ノ必要生シタルトキハ第十

八條ニ定メタル價格ヲ以テ甲ニ讓渡シ他ニ賣却スルヲ得サルモノトス永小作權モ甲ノ承諾ヲ得スシテ他ニ讓渡シ又ハ他人ノ土地ト交換スルヲ得サルモノトス

第十三條 永小作及灌漑水ニ關シテハ別契約ニ依ルモノトス

第十四條 乙ハ甲ニ於テ耕地經營上必要ト認ムル作業ニ服役スルノ義務アルモノトス但シ右ニ對シテハ作業ノ難易ニヨリ相當賃銀ヲ支給スルモノトス

第十五條 乙ハ甲ノ承諾ヲ得タル場合ノ外移住地外ニ於テ他ノ業務ニ從事セサルモノトス

第十六條 乙若ハ其家族カ左ノ各項ニ該當スル行爲ヲナシタルトキハ甲ハ任意ニ本契約ヲ解除シ現ニ貸付中ノ金錢ニ對シテハ日歩參錢ノ利息ヲ附シ貸付物件ト共ニ即時返済セシムルモノトス但シ右解除ニ依リ生シタル乙若ハ其家族ノ損害ニ對シテハ甲ハ其責ニ任セス

全此特約ノ事項
ハハ世世傳ハス

(イ) 本契約ニ定メタル義務ヲ履行セサルトキ

(ロ) 善良ノ風俗若ハ秩序ヲ亂スヘキ行為アリタルトキ

(ハ) 犯罪行為アリタルトキ

第十七條 本契約ヲ解除シタルトキハ土地家屋ノ讓渡契約及永小作契約モ同時ニ消滅スルモノトシ

土地及家屋ハ直チニ甲ニ返還スヘシ但既ニ拂込タル代金ハ其使用料ト看做シ甲ノ所得ニ歸セシ

ムルモノトス

第十八條 土地又ハ家屋ノ讓渡ヲ終リタル後ニ於テ本契約ヲ解除シタル場合ハ讓渡後十ヶ年間ハ土

地ハ第十一條ニ依リ讓渡原價家屋ハ時價ノ五割ヲ以テ乙ヨリ甲ニ賣渡スヘシ

但移住後二十ヶ年ヲ經過シタルトキハ時價ニ依ルモノトス

右契約ヲ証スル爲メ本書貳通ヲ作製シ双方署名捺印シ各壹通ヲ所持スルモノトス

大正 年 月 日

右

住所 臺東廳 鹿野區 鹿野村

甲 臺東開拓株式會社

住所

乙

住所

乙ノ保証人